令和7年度所得・控除一覧表<参考例>(市県民税用)

【所得金額】

【所得金額】 所得の種類	内容 所得金額の計算方法									
古光	営業・農業などの事業をしている	加了る施工と西奴弗」古光ではのる施								
事業	場合に生じる所得	収入金額一必要経費=事業所得の金額								
不動産	地代・家賃・権利金など	収入金額一必要経費=不動産所得の金額								
利子	公債・社債・預貯金などの利子	収入金額=利子所得の金額								
配当	株式や出資の配当など	収入金額一株式などの元本取得のために要した負債利子=配当所得の金額								
給与	サラリーマンの給与など	収入金額一株式などの元本取得のために要した負債利子=配当所得の金額					000円 000円 000円 01により			
		次の質式で計質			又方あり、それらの所得	金額の合	計額か10	771112 KE	える場合は	、給与所得の金額か
		※(1)、(2)の両方 次の(1)+(2	た金額を除後の終決をある。 に該当する (に該当する) の行 (等の中) 年間 (日本)	を控除 合与等の金 する場合は 合計 = 杂 又入金額	額(上限:10万円)+公的 、(1)の控除後に、(2) <i>0</i>]年金等に)金額を担	空除します	所得の金額 -。 控 除 額	〔(上限:107	
		算式:給与所得控 ※(1)、(2)の両方 次の(1)+(2	た金額を除後の約に該当する。 (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語)	を 性	額(上限:10万円)+公的 、(1)の控除後に、(2)の 生所得の金額 の合計額 × 割合 公的年金等の 収入金額の合計	7年金等に 0金額を担 1 一 控	に係る雑別空除します 除額 ※公的年3	所得の金額 -。 控除額 金等所得以外	負 (上限:107	
		算式:給与所得控 ※(1)、(2)の両方 次の(1)+(2	た金額を終める。た金額を終める。これでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	を 注	額(上限:10万円)+公的 、(1)の控除後に、(2)の 住所得の金額 の合計額 × 割合 公的年金等の 収入金額の合計 130万円以下	1年金等(i 2)金額を担 1 一 控 割合	に係る雑剤 空除します 除額 ※公的年3	「得の金額」 - 。 控 除 額 金等所得以外	頁(上限:107 頁 水の合計所得 2千万超	
24	公的年金等、原稿料や個人年金な	算式:給与所得控 ※(1)、(2)の両方 次の(1)+(2	た金額を含め、おいて、一般に生まれた人のの、は、このの、中で、のの、のの、のの、のの、のの、のの、のの、のの、のの、のの、のの、のの、のの	E 控 等の金は 合 する 計	額(上限:10万円)+公的 、(1)の控除後に、(2)の 生所得の金額 の合計額 × 割合 収入金額の合計 130万円以下 0万円超~110万円以下	7年金等(i) 一 控 割合 100% 75% 85%	に係る雑別 空除します 除額 ※公的年 は下 60万 27.5万 68.5万	所得の金額 控 除 額 金等所得以外 ~2千万 50万 17.5万	頁(上限:107 車 本の合計所得 2千万起 40万 7.5万 48.5万	
雑	公的年金等、原稿料や個人年金な ど他の所得に当てはまらない所得	算式:給与所得控 ※(1)、(2)の両方 次の(1)+(2	た後の約3の中国の中国の中国の中国の中国の中国の中国の中国の中国の中国の中国の中国の中国の	E 控 等の金は 合 する 計	額(上限:10万円)+公的 (1)の控除後に、(2)の 生所得の金額 の合計額 × 割合 公的年金等の 収入金額の合計 130万円以下 0万円超~410万円以下 0万円超~1千万円以下	D年金等/i D金額を担 一 控 割合 100% 75% 85%	に係る雑列 空除します 除額 ※公的年: 1ポア 60万 27.5万 68.5万	神 除 名 金等所得以外 ~2千万 50万 17.5万 58.5万	真 トの合計所得 2千万超 40万 7.5万 48.5万	
雑		算式:給与所得控 ※(1)、(2)の両方 次の(1)+(2	た後の当ずのり、年区、昭和三十五年一月二日以後に生まれた人	E 控 等の金は 合 する 計	額(上限:10万円)+公的 、(1)の控除後に、(2)の 生所得の金額 の合計額 × 割合 以入金額の合計 130万円以下 0万円超~410万円以下 0万円超~770万円以下 0万円超~1千万円以下	7年金等(i) 一 控 割合 100% 75% 85% 95%	に係る雑列 空除します ※公的年3 1千万 60万 27.5万 145.5万 195.5万	下得の金額 控除 額 金等所得以外 50万 17.5万 58.5万 135.5万	(上限:107 (上限:107 (上限:107 (本の合計所得 40万 7.5万 48.5万 125.5万	
雑		算式:給与所得控 ※(1)、(2)の両方 次の(1)+(2	た除に 2)等 後に生まれた人 前に を後該 の 当 の の 年区 昭和三十五年一月二日以昭和	を	額(上限:10万円)+公的 、(1)の控除後に、(2)の 生所得の金額 の合計額 × 割合 なの合計額 × 割合 なの日本金等の 収入金額の合計 130万円以下 0万円超~710万円以下 0万円超~1千万円以下 1千万円超 330万円以下	7年金等(i) つ 控 割合 100% 75% 85% 100% 100%	に係る雑列 空除します 除額 ※公的年3 1片万 60万 27.5万 145.5万 195.5万	下得の金額 - 。 控除 名 金等所得以外 ~2千万 50万 17.5万 135.5万 185.5万	(上限:10万 (上限:10万 本の合計所得 2千万超 40万 7.5万 48.5万 125.5万 175.5万	
雑		算式:給与所得控 ※(1)、(2)の両方 次の(1)+(2	た除に 2 等 後に生まれた人 前に生まれた人 前に生まれた人	を	額(上限:10万円)+公的 、(1)の控除後に、(2)の 生所得の金額 の合計額 × 割合 以入金額の合計 130万円以下 0万円超~410万円以下 0万円超~770万円以下 0万円超~1千万円以下	7年金等(i) 一 控 割合 100% 75% 85% 95%	に係る雑列 空除します ※公的年3 1千万 60万 27.5万 145.5万 195.5万	下得の金額 - 。 控除 名 金等所得以外 ~2千万 50万 17.5万 135.5万 185.5万	(上限:107 (上限:107 (上限:107 (本の合計所得 40万 7.5万 48.5万 125.5万	
雑		算式:給与所得控 ※(1)、(2)の両方 次の(1)+(2	た除に 2)等 後に生まれた人 前に生まれた人を 後該 の当 の 年区 昭和三十五年一月二日以昭和三十五年一	を	額(上限:10万円)+公的 、(1)の控除後に、(2)の 生所得の金額 の合計額 × 割合 なの合計額 × 割合 なの日本金等の 収入金額の合計 130万円以下 0万円超~710万円以下 0万円超~1千万円以下 1千万円超 330万円以下	7年金等(i) つ 控 割合 100% 75% 85% 100% 100%	に係る雑列 空除します 除額 ※公的年3 1片万 60万 27.5万 145.5万 195.5万	下得の金額 - 。 控除 名 金等所得以外 ~2千万 50万 17.5万 135.5万 185.5万	(上限:10万 (上限:10万 本の合計所得 2千万超 40万 7.5万 48.5万 125.5万 175.5万	
雑		算式:給与所得控 ※(1)、(2)の両方 次の(1)+(2	た除に 2 等 後に生まれた人 前に生まれた人 を後該 の 当 の の 年区 昭和三十五年一月二日以昭和三十五年一月一	社会 会 日本 2 計分 6 5歳未満 6 6 5歳以	額(上限:10万円)+公的 、(1)の控除後に、(2)の 生所得の金額 の合計額 × 割合 なか年金等の 収入金額の合計 130万円以下 0万円超~410万円以下 0万円超~1千万円以下 1千万円超 330万円以下	D年金等/i D金額を担 i 一 控 割合 100% 75% 85% 95% 100% 75%	に係る雑列 空除します ※公的年: 1 ドア 60万 27.5万 68.5万 145.5万 195.5万 110万 27.5万	下得の金額 空 除 額 金等所得以外 ~2千万 50万 17.5万 185.5万 100万 17.5万	重 本の合計所得 2千万超 40万 7.5万 125.5万 175.5万 90万 7.5万 48.5万	
雑		算式:給与所得控 ※(1)、(2)の両方 次の(1)+(2	た除に 2)等 後に生まれた人 前に生まれた人を 後該 の当 の 年区 昭和三十五年一月二日以昭和三十五年一	社会 会 日本 2 計分 6 5歳未満 6 6 5歳以	額(上限:10万円)+公的 、(1)の控除後に、(2)の 生所得の金額 の合計額 × 割合 公的年金等の 収入金額の合計 130万円以下 0万円超~410万円以下 1千万円超 330万円以下 1千万円超 330万円以下 0万円超~410万円以下	7年金等(i) つ金額を担 100% 75% 85% 100% 75% 85% 100%	に係る雑列 空除します ※公的年 は下 60万 27.5万 68.5万 195.5万 110万 27.5万 68.5万	下得の金部 ・ 控 除 額 金等所得以外 ~2千万 50万 17.5万 185.5万 100万 17.5万 58.5万 135.5万	原 (上限:107 原 中の合計所得 2千万超 40万 7.5万 48.5万 125.5万 90万 7.5万 48.5万 125.5万	
*		算式:給与所得控 ※(1)、(2)の両方 次の(1)+(2 (1)公的年金	た除に2)等後に生まれた人前に生まれた人を後該の当のの中区の昭和三十五年一月二日以昭和三十五年一月一日以紀和三十五年一月一日以紀の当のの当のの以上の日本のといる。	E 控 等 の 金 は A	額(上限:10万円)+公的 、(1)の控除後に、(2)の 生所得の金額 の合計額 × 割合 なの合計額 × 割合 なの名計額 × 割合 なの合計 130万円以下 0万円超~410万円以下 0万円超~770万円以下 1千万円超 330万円以下 0万円超~410万円以下 0万円超~770万円以下 0万円超~770万円以下	7年金等(i) 一 控 割合 100% 75% 85% 95% 100% 75% 85% 95% 100%	に係る雑列 空除します ※公的年3 1 ポット 60万 27.5万 145.5万 195.5万 110万 27.5万 68.5万 145.5万	下得の金部 ・ 控 除 額 金等所得以外 ~2千万 50万 17.5万 185.5万 100万 17.5万 58.5万 135.5万	原 (上限:107 原 中の合計所得 2千万超 40万 7.5万 48.5万 125.5万 90万 7.5万 48.5万 125.5万	
総合課税の譲渡		算式:給与所得控 ※(1)、(2)の両方 次の(1) + (2) (1) 公的年金 (2) (1) を修	た除に2)等後に生まれた人前に生まれた人くのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	E 控 等 の 合 は	額(上限:10万円)+公的 、(1)の控除後に、(2)の 生所得の金額 の合計額 × 割合 なの合計額 × 割合 なの各計額 × 割合 なの名前の合計 130万円以下 0万円超~710万円以下 0万円超~770万円以下 1千万円超 330万円以下 0万円超~410万円以下 0万円超~770万円以下 0万円超~770万円以下	7年金等/i D金額を担 100% 100% 75% 85% 95% 100% 75% 85% 95% 100%	に係る雑列 空除します ※公的年 1 ポープ 60万 27.5万 145.5万 195.5万 110万 27.5万 68.5万 145.5万 145.5万	下得の金部 ・ 控 除 名 金等所得以外 ~2千万 50万 17.5万 185.5万 100万 17.5万 58.5万 100万 17.5万 185.5万	(上限:107 (上限:107 (上限:107 (本の合計所得 40万 7.5万 48.5万 125.5万 90万 7.5万 48.5万 125.5万 175.5万	

【所得から差	し引かれる	丘観】											
所得控除の種類	適用要件と控除額の計算方法												
社会保険料控除	健康保険・雇用保険・国民健康保険の保険料、国民年金などの公的年金の保険料を支払った場合、前年中に支払った額全額が 対象となります。 控除額:支払った額												
小規模企業共済等 掛金控除	小規模企業共済法に規定する共済契約の掛金、確定拠出年金法の規定により国民年金基金連合会が実施する個人型年金の加入 者掛金などを支払った場合、前年中に支払った額全額が対象となります。 控除額:支払った額												
生命保険料控除	それぞれ次の記(注意)新契の方が大きいな (新制度)平成24 一般の保険料(生年間の支払ったに 12,000円以下 12,000円超 32	十算式で 約と旧 弱合には ^{年1月1日以 命・介護医}	算出し 契約のそ 、旧契以降の締編・個人額	た額(たれぞ 約の。 ^{告分} 年金)	の合計が控 れの控除額 みで控除額	E 除額 質の食 用額 ×1/ ×1/	きとなります 合計額 (上 正出します。 金額 2+6,000円 4+14,000円	限28	(上限28,0 3,000円)。 全体の控防 (旧制度) 平 一般の保険料	が000円) よりも旧契約の 院限度額は70,00 成23年12月31日以前 (生命・個人年金) った保険料の金額	みで算出し 00円です。 前の締結分 それぞれに適 支	の適用を受ける場合に た控除額(上限35,00 た控除額(上限35,00 理除額 払った保険料の金額 料の金額)×1/2+7,500円 料の金額)×1/4+17,500円 一律に35,000円	00円)
地震保険料控除	が対象となりる損害保険料控制を表す。	ます。 除は廃止 日長期損	害保険	まし; 料を・ 控 った保	たが、経過	表の	ごとして平 反	な な な な な な は な に は に に に に に に に に に に に に に	年末までに はめ、算出 終料 料の金額	三契約した長期: はした控除額の1 支払った保険料	損害保険料 合計 (限度: 控除8 の全額	補てんする地震保険料 については控除が適用 額:地震と旧長期を合 (*1/2+2,500円	用され
												<u> </u>	
		$\overline{}$		* 畑 任 内) 刊た 養する子あり※	K 2		ひとり親控除	30万円	1	
					男性	扶養する子なし			非該当	_	1		
					TT [1]	扶養する子あり※2			ひとり親控除	30万円	1		
	本人の合言	- 託得 超	:h⊞ +> 1		死別※1	扶	養する子なし			寡婦控除	26万円]	
		が500万円	**3			扶	養する子あり※	€2		ひとり親控除 30万円 募婦控除 26万円			
					離婚			1.1	- 善蛆佐あり				
	以下	,511	Ж3	久庄		扶	養する子なし				20/1		
寡婦控除		,311	% 3	文圧			養する子なし	扶	養親族なし	非該当	_		
寡婦控除 ひとり親控除		,311	ж3	文庄	未婚	扶	養する子あり※	扶			30万円		
			- ※3 		未婚	扶		扶		非該当	_		
				夕 庄	未婚	扶	養する子あり※	扶		非該当ひとり親控除	_		
	以下		昏姻あり	父 庄	未婚	扶	養する子あり※	扶		非該当ひとり親控除	_		
	上記以外 ※1 生死 ※2 総所	が 不明を含み 身金額等が	昏姻あり みます。 が48万円	以下の	生計を一にす	扶持	養する子あり※ 養する子なし であること。な	扶 ※2 なお、	養親族なし	非該当ひとり親控除	— 30万円 —		
	上記以外 ※1 生死 ※2 総所 上記	が 不明を含み 等金額等が の生計を一	香烟あり yます。 が48万円. -にする-	以下の:	生計を一にす	扶持	養する子あり% 養する子なし	扶 ※2 なお、	養親族なし	非該当 ひとり親控除 非該当	— 30万円 —		
	上記以外 ※1 生死 ※2 総所 上記 ※3 婚姻	対 マリケ 合き おります かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい かい	香姻あり ります。 が48万円 - にする 事実婚	以下の: 子には [®] を含み:	生計を一にす事業専従者でます。	扶る子のある子のある子のある子のある子のある子のある子のある子のある子のある子のあ	養する子あり※ 養する子なし であること。た	**2 なお、 け。	大養親族なし 扶養親族に	非該当 ひとり親控除 非該当	ー 30万円 ー れませんが、		
	上記以外 ※1 生死 ※2 総所 上記 ※3 婚姻	対 マリケ 合き おります かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい かい	香姻あり ります。 が48万円 - にする 事実婚	以下の: 子には [®] を含み:	生計を一にす事業専従者でます。	扶る子のある子のある子のある子のある子のある子のある子のある子のある子のある子のあ	養する子あり※ 養する子なし であること。た	**2 なお、 け。	大養親族なし 扶養親族に	非該当 ひとり親控除 非該当	ー 30万円 ー れませんが、		
	上記以外 ※1 生死 ※2 総所 上記 ※3 婚姻 (注意) 住民乳	を含みます。 中金額等が か生計を一 のには再婚、 その続柄	を を は が 48万円: 一にする 事実婚 に に 「 た	以下の: 子には ³ を含み: : (未)	生計を一にす 事業専従者で ます。 国)」 「妻	扶着をおる。	養する子あり※ 養する子なし であること。た 子が含まれます		大養親族なし 扶養親族にし がある人は	非該当 ひとり親控除 非該当	- 30万円 - たれませんが、 ます。	きます。	
	上記以外 ※1 生死 ※2 総所 上記 ※3 婚姻 (注意) 住民乳	対 不明を含み 身金額等だ か生計を一 には再婚、 には再婚、 るる本人	香姻あり ります。 が48万円- にする・ 事実婚: に「「夫	以下の: 子には を含み: : (未)	生計を一にす 事業専従者で ます。 届)」「麦 生計配偶者	扶持なる子である。	養する子あり※ 養する子なし であること。な そが含まれます に届)」の言	 	装親族なし 扶養親族にい がある人は 注意1)が	非該当 ひとり親控除 非該当 よ事業専従者は含ま は対象外となり で言者である場	ー 30万円 ー たれませんが、 ます。 合に控除で	•	
	上記以外 ※1 生死 ※2 総所 上記 ※3 婚姻 (注意)住民翌 納税義務者でる 控除額:普通區 (注意1) 年	不明を含みた。 中の生は再婚、 の本人の ではまれた。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	を を を が は ます。 一 に ま に ま に ま に ま に ま に ま に ま に ま に ま に に ま に に に に に に に に に に に に に	以下の: 子には を含み: に (未) 同一で お別障 扶養系	生計を一にす 事業専従者で ます。	技法をよるようには、対対対対は、対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対	養する子なしであること。たる子が含まれますにび扶養親が同りと親族がに交換に対して	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	養親族なし 扶養親族にい がある人は 注意1)が 別障害者 る扶養控除	非該当 ひとり親控除 非該当 は事業専従者は含ま は対象外となり 障害者である場 (注意2) である は 平成24年度	- 30万円 - ニれませんが、 ます。 合に控除で 5.場合53万円	•	こが、
ひとり親控除	上記以外 ※1 生死 ※2 総所 上記 ※3 婚姻 (注意) 住民勢 納税義務者でる 控除額:普通 (注意1) 年 年少扶養親族が	東京の表示の表示を表示とは再婚、 のもない。 での表示をしていた。 での表示をある。 では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。	fgy star star star star star star star star	以下の記録を含みには、一個には、一個には、一個には、一個には、一個には、一個には、一個には、一個	生計を一にす 事業専従者で ます。 雷)」「 妻 生計配偶者 害30万円 親族(年少 ときは、障	技技 る子・イン・大きな は、大きな は、大きな は、大きな は、大きな に、大きな に、大きな に、大きな に、これ に、これ に、これ に、これ に、これ に、これ に、これ に、これ	養する子なし であること。な であること。な であること。な を 経験が同い を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	なけ、 記載 (装すす)	養親族なし 扶養親族にい がある人は 注意1)が 定別障害者 る扶養控除 受けること	非該当 ひとり親控除 非該当 は事業専従者は含ま は対象外となり で言者である場 (注意2)である は平成24年度 ができます。	- 30万円 - 30万円 - たれませんが、 ます。 場合に控除で 3場合53万円 の個人住民	円)	

況としている特別障害者のこと。

			5円以下の方には43万F ご控除が受けられません		えるとその合計所得金額に応じて控除額が逓減
		合計	听得金額	基礎控除額	
基礎控除		24,000,	000円以下	430,000円	
		24,000,000円超 24,500,000円以下		290,000円	
		24,500,000円超	25,000,000円以下	150,000円	
		25,000,000円超		適用なし	
	災	害・盗難・横領によ	って損害を受けたとき	に所得金額から控除できます。	
雑損控除	A. (- 保険などにより補填) - (総所得金額等の10%) された額) - 5万円	
	合計	所得金額が1,000万₽	引以下の納税者で、合詞	+所得金額が48万円以下の配偶	者がいる場合に配偶者控除が適用できます。

配偶者控除

配偶者特別控除

	納税者本人の合計所得						
種別	900万円以下	900万円超~ 950万円以下	950万円超~ 1,000万円以下				
	控 除 額						
一般	33万円	22万円	11万円				
老人(70歳以上) <昭和30年1月1日以前に 生まれた人>	38万円	26万円	13万円				

合計所得金額が1,000万円以下の納税者で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が480,001円~1,330,000円である場合に 配偶者特別控除が適用できます。

	納税者本人の合計所得							
配偶者の合計所得	900万円以下	900万円超~ 950万円以下	950万円超~ 1,000万円以下					
	控 除 額							
48万円超~ 100万円以下	33万円	22万円	11万円					
100万円超~ 105万円以下	31万円	21万円	11万円					
105万円超~ 110万円以下	26万円	18万円	9万円					
110万円超~ 115万円以下	21万円	14万円	7万円					
115万円超~ 120万円以下	16万円	11万円	6万円					
120万円超~ 125万円以下	11万円	8万円	4万円					
125万円超~ 130万円以下	6万円	4万円	2万円					
130万円超~ 133万円以下	3万円	2万円	1万円					

前年12月31日現在で生計を一にする親族(年の途中で死亡した場合には、その死亡した日)や児童福祉法の規定により里親に委託された児童及び老人福祉法の規定により養護受託者に委託された老人のうち、前年の合計所得金額が48万円以下の人を扶養親族として控除の対象にできます。

種別	年齢要件	控除額
年少扶養親族	0歳~15歳 (平成21年1月2日以降に生まれた人)	0円/人 (注意1)
一般扶養親族	16歳~18歳、23歳~69歳 (平成18年1月2日~平成21年1月1日に生まれた人) (昭和30年1月2日~平成14年1月1日に生まれた人)	33万円/人
特定扶養親族	19歳~22歳 (平成14年1月2日~平成18年1月1日に生まれた人)	45万円/人
老人扶養親族	70歳以上 (昭和30年1月1日以前に生まれた人)	38万円/人
同居老親扶養親族 (注意2)	70歳以上 (昭和30年1月1日以前に生まれた人)	45万円/人

扶養控除

(注意1)年少扶養親族に対する扶養控除は平成24年度の市県民税から廃止となりました。

しかしながら、非課税限度額の判定や、寡婦控除、及び年少扶養親族が障害者に該当する際の 障害者控除を受けるための要件には年少扶養親族も含まれますので、年末調整・確定申告時には 年少扶養親族について申告していただく必要があります。

(注意2)同居老親扶養親族とは、老人扶養親族のうち納税者本人又は本人の配偶者の直系尊属 (両親、祖父母など)で、本人又は本人の配偶者と同居を常況としている人をいいます。

納税者本人又は本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合、所得金額から控除できます。

【控除額】

・従来の医療費控除の場合<控除限度額:200万円> (1年間に支払った医療費の額 - 保険金などにより補填される額) - (総所得金額等の5%か10万円のどちらか少ない金額)

医療費控除

・医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の場合<控除限度額:8万8千円> (1年間に支払ったスイッチOTC医薬品の購入額 - 保険金などにより補填される額) - 1万2千円 ※従来の医療費控除との<u>選択制</u>のため、同時に適用を受けることはできません。

※医療費控除を受けるには医療費控除の明細書の添付が必要です。